

令和6年度第1回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和6年度第1回(通算45回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和6年6月27日(木)午後 6時30分～午後8時35分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

- 1 開会
- 2 諮問
第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 3 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - (1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について
 - (2) 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について
 - (3) 児童手当及び児童扶養手当の拡充等について
 - (4) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
 - (5) 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて
 - (6) こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の実施について
 - (7) 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について
 - (8) 北区民設子育てひろば事業について
- 4 その他
- 5 閉会

[出席者]

岩崎美智子 会長	石黒万里子 委員	小林宏一郎 委員
田崎 郁恵 委員	中村 章子 委員	我妻 澄江 委員
漆原 浩子 委員	太田 京子 委員	柴田 重臣 委員
鈴木 将雄 委員	田邊 茂 委員	宮田 理英 委員
大島 幸子 委員	田窪 和美 委員	三田 理恵 委員

[配布資料]

資料1-①	東京都北区子ども・子育て会議への諮問について
資料1-②-1	第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について
資料1-②-2	計画策定の基本的な考え方
資料1-②-3	第3期子ども・子育て支援事業計画素案(策定イメージ)
資料1-②-4	【参考】こども家庭庁事業概要
資料1-②-5	【参考】児童育成支援拠点事業概要
資料2	子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について

資料 3	児童手当及び児童扶養手当の拡充等について
資料 4	私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
資料 5	北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて
資料 6	こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施について
資料 7	東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について
資料 8	北区民設子育てひろば事業について
当日配布資料	委員説明資料

【岩崎会長】

定刻になりましたので、令和6年度第1回、通算第45回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年度、北区子ども・子育て会議では、北区子どもの権利と幸せに関する条例、それから、北区子ども・子育て支援総合計画2024の策定に向けて、皆様に様々ご議論をいただいたところです。

今年度は、条例の施行の年となり、この条例や計画に基づく様々な取組なども展開されていくものと思います。関係のみなさまにおかれましては、引き続き、子ども達や子育て家庭への支援が止まることのないよう、今後ともお力添えをいただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして事務局からご連絡をお願いいたします。

【事務局】

では、事務局です。

事務局から、本日の出欠状況のご報告と本日お手元の配付資料の確認をします。

まず、本日の出欠確認からします。本日の出席者14名、欠席者4名となっていて、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をいたします。

—資料説明—

【事務局】

引き続き、事務局です。

—委員紹介・事務局紹介—

【岩崎会長】

ありがとうございました。

それでは、次第の2に行きます。第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について事務局からお願いいたします。

【事務局】

事務局です。

ホチキスとじの資料の3ページ目をご覧ください。資料1-①となっているページです。

区長名で子ども・子育て会議会長殿というこの文書、4ページにもありますが、この子ども・子育て会議の中で、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たりましては、この会議の意見を聴くということが規定されていますので、これをもって諮問ということになりますので、よろしくお願ひします。

詳細については、次の報告のほうで触れます。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、次第の3に入ります。

子ども・子育て施策等に関する報告事項で、まず（1）第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局からご説明のほうをお願いします。

【事務局】

それでは、こちらの諮問となりました第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について、ご説明します。

少々時間をいただきます。よろしくお願いします。

ページは5ページからになります。

第3期ということで、新任ではない継続の委員の方はご存じかと思いますが、直近のほうで、第3期という位置づけではなく、この中には組み込まれていますが、子ども・子育て支援事業計画、今年の3月に見直しということで策定をしているところです。

このたび国のほうで、令和7年度を初年度として5か年の計画を策定せよという話がありました。

1年、実はずれてしまっていますので、ある程度の検討は実は進んでいるところですが、令和11年度分、この冊子だと令和10年度分までしかありませんが、令和11年度分の数字がないというところ、それと併せて三つの事業が追加をされたこともありまして、改めて第3期の子ども・子育て支援事業計画の策定をするというものです。

現況のところですが、令和2年3月に第2期を策定して、これが令和6年度まできているのですが見直しをかけたところ、この見直しというのはご案内のとおり昨年基本計画、基本構想等々の見直しに合わせて見直しをかけたということですが、今し方申し上げましたとおり年度のズレと新規事業も入ったことも含めて、改めて第3期という形で策定をするというものです。

7ページから横になります。横の資料1-②-2から、ここからが第3期の計画の基本的な考え方でご説明をします。

おめくりいただき、8ページをお願いします。

「子ども・子育て支援事業計画とは」というところで、継続の皆さんには申し訳ないですが、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので少し触れますと、法に基づく市町村の子ども・子育て支援事業計画ということで策定が義務づけられているもので5年間における学校教育とか保育・地域の子育て支援事業についての需給の計画というものです。

9ページです。

北区子ども・子育て支援総合計画2024年、先ほどの冊子です。これとの関係ということで、この中に子ども・子育て支援事業計画が包含されているというもので、そのほかにも二つの計画ということで、次世代育成支援行動計画と子どもの未来応援プランを合わせて三つの中の一つがこの子ども・子育て支援事業計画となっているものです。

11ページまでをお願いします。

11ページ、これが法の改正があったということで、その改正の概要を置き加えているものです。これがあるので計画を変えなければいけないというものです。

改正2番の赤字になっているところ、ここがポイントということで、子育て世帯訪問支

援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、こちらが新たに新設された事業ということで、これについての計画をつくるというものです。あわせて、一部のこれまでの事業については拡充等が図られているものです。こちらを含めて改正の概要ということで、これをもって改正を進めていくというものです。

12ページからは基本的な考え方ということで、事業に追加されましたということと、あと既存13事業のほうは見直しということで、今年の3月、昨年度末になりますが、令和6年3月に見直しをしたものでは、令和10年までしか入っていませんので令和11年度のものも数値として追加をしていくというところになります。ただ、この後にまたお話ししますが、基本的な考え方はもう昨年度の時点で整備をされていますので、そこについては、よほど大きな流れの変化とかがなければ、そのまま数値の部分だけを追加していくと。新規の3事業ですとか拡充したものについては、しっかりと見ていくというところを考えているところです。

13ページが今後の予定とありまして、本日諮問ということになりまして、8月下旬頃に本会議のほうを開会しまして、事務局のほうで素案を固めたものをお示しできればと思っています。

その時点でご了承を得られれば、もちろんそこですが、一部例えば、そういうところでは、なかなかご了解を得られないところもありましたら、改めて10月頃にもう一度開けるということで、11月には答申をとという流れを考えているところです。

あわせて、パブリックコメントも策定して、議会報告等も含めて令和6年度の末に策定をしたいと考えているところです。

向きがまた変わりました、15ページからが資料1-②-3で、事業計画、おめくりいただく多分継続の方はイメージがあるかもしれませんが、ここには載っているものと同じところ・・・を抜き出したものになっていまして、こういったところ、大きく変えるものはないと踏んでいるところではありますが、例えば20ページ、大きい20ページです。小さいページだと小さく6とありますが、20ページ、人口推計です。こういったところは当然追加をしているというところ、それから21ページ、これも事業の名前が具体的に出てきますので、こういったところを追加していく、そういった整理。それと22ページ、これは保育に関するところですが、これ以降ですが5年目というところの数値がみんな、これは令和6年度から令和10年度になっていますが、これを令和7年度から令和11年度に改めていくというところ、これは、これ以降のもの全てについて適用されるものです。

それと、1か所だけ先にお示しをしています、9ページ、ちょうど囲ってあると思いますが、これまでは第3期の部分だとか、第2期のときだと第3号のところ、1-2歳と0歳と、これが分かれていなかったです。0-2歳でした。これは国のほうではここも分けなさいと、これは多分、保育の需要と供給あたりが、この辺の0歳と1-2歳で変わってきたというところを踏まえての国のほうの指導というか指示がありましたので、そこは分けて、これは数値を改めたというものです。

以降、令和11年度を追加しているところが続くのですが、続いていきまして、34ページ、小さいところだと20ページですが34ページ、ここから三つ新事業を追加していくというものです。

事業概要は、国から示されたものを要約したものをここに示していますが、方向性です

とか、量の見込みの考え方、確保方策の考え方、こちらはこれから検討ということになりますので空欄、併せて下の数値のほうも、こちらについてもこれから検討ということになっています。イメージとして今日はお示しをしているものです。

以降進みまして、最後までいくと46ページまでがこの計画、改正のイメージをお示しして、また向きを変えまして47ページから三つ新たに追加になった事業、これを簡単にご説明をします。

資料ページでいくと47ページです。カラー刷りになっているかと思えます。子育て世帯訪問支援事業、新規です。

こちらについては、目的のところに書いてありますとおり、訪問支援員が実際に居宅を訪ねまして、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問して、お話を聞くとともに家事・子育て等の支援、ここを実施するというところで、環境を整え、虐待等のリスクを抑えるという事業です。

2番の事業内容のところ、家事支援とか育児支援、傾聴等々が書いてあります。

おめくりいただきまして、48ページです。

48ページ、児童育成支援拠点事業、これはほかの資料と絡みますので1回飛ばしまして、その次の49ページ、親子関係形成支援事業、こちらから先にお話をします。

目的は書いてあるとおり、児童との関わり方、子育てに悩みを抱えている保護者と児童に対してグループワークですとか、ロールプレイを通じて、情報の共有ですとか実際にどういう関係を構築していくかと、そういったことを実践をしていくというものです。

現在、北区でやっているところだと、児童発達支援センターのペアレント・トレーニングあたりがイメージとしては近いのかなというところですが、対象者のところにありますが、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者というところで、対象のところ少し今まで踏み込んだ、今までやっている事業よりは少し踏み込んだ対象となっているところです。

それで、今飛ばしました48ページ、児童育成支援拠点事業です。

目的ですが、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場所を開設すると、課題に応じて生活習慣の形成、下のところの事業内容のページに出っていますが、片付けや手洗い等々、いわゆる習慣づけ、そういったところの。それから学習のサポート、食事の提供、進路の相談等の支援等々、それから保護者への情報提供は送迎をするときに保護者との見守りと申しますか接点を持つことで、例えばアドバイスをするとか、お話を聞くとか、そういったことも含めての事業となっているものです。

こちらは51ページにお進みいただくと、少し細かく書いたものがあります。

51ページ、資料1-②-5です。

こちらは児童育成支援拠点事業ガイドライン、こども家庭庁が作成したもの、ここから抜粋をしたものです。少し具体的というかイメージしやすいようにということで、資料としてお出ししました。

目的は、先ほど申し上げたようなところで、具体例も多少示しているところですが、実施主体は区市町村という、この場合は北区です。ただし、適切と認めた場合には委託等を行うことができるとなっています。

事業の内容は先ほど申し上げたところですが、先ほどのところの48ページの①から、

この括弧と丸は大体同じように対応しているところですが、次のページにも同じようなことが書いていますが、一つずつ見ていければと思います。

52ページから包括的に実施する内容、こちらについては利用状況とか希望に応じて確実にできるような体制を整備していくという必要があるもので、(1)から(7)ということです。安心・安全な居場所の提供、居場所がない児童のために安全・安心な居場所を提供するというところ。

それから、生活習慣の形成という意味では、挨拶、手洗い、片付け。いわゆる日頃の生活習慣がなかなか習慣づけができていない児童にも、そういったところの習慣づけができるようにしていく。

それから、学習支援。

それから、食事の提供ということで、子ども食堂との連携、こういったところも書かれていますが、ここは事業の目的を考えますと、宅食ではなく別のところで、そういったところで提供していくことが必要となっています。

それから、多様な体験というところでの課外活動の提供。

それと機関の連携、これはやっていく上では当然なければできないことだとは思っていますが関係機関との連携。

それと、保護者への情報提供というところで、「児童の様子共有、定期的な面談の実施」です。

改めて、保護者への情報提供や相談支援を行っていく、コミュニケーションを取れるようにしていくということで、実際にその中で悩みを聴くこともできるものです。

それと、(8)は、これは地域の実情等ということで送迎、これは安全な確保が必要な場合にはというところになっていますので、これは地域の実情等に依じてとなっています。

対象ですが、(1)から(3)とあるわけですが、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及び保護者。保護者と入っているのは、先ほどの(7)あたりに該当するので保護者。それ以外の部分では大体児童になってくるというところではあります。

それから(2)として、家庭のみならず、不登校の児童や学校の生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童というところ。

それから、目的に鑑みて、区のほうで関係機関から情報で、そういった支援を行うことが適当と判断したような学齢期以降の児童及び保護者というところを対象に想定をしているところではあります。

実施方法、これはあくまでもガイドラインですが、おおむね20名程度の定員でというところになっています。

職員の配置等々ですが、管理者と支援員、これは必置ということで、54ページに行くとき少し細かく書いているのですが、この四角囲みの真ん中の「必置」とある①②、管理者と支援員、職務内容も含めてこのような形で置くというところ。

それと、ここの任意というところで、下段から55ページにまたがっている、ここは有資格者が想定をされているということです。

人員配置に当たりましては児童5人に対して1人以上の職員が目安となっていますので、20名程度ですから単純に割ると4人、ローテーションのことを考えれば4人というわけ

にはいかないとは思いますが、それ以上になってくるのかなというところを想定されると思います。

55 ページの四角の下、開所日数は週3日以上開所をすること。生活のリズムをつくれるようにということは学校との絡みも含めて週3日以上。

それから開所の時間、学校の授業の休業日、例えば夏休みを含めて、そういうときは1日につき8時間、原則10時から18時、10時から6時です。学校の授業、休業日以外の日、いわゆる平日ですと18時以降に開くということになっていまして。

56 ページにまたがっていますが、休業日は午前中から開所をすると。休業日開所する、これは補助の関係ですが、休業日開設をしない場合は補助対象になりませんよというところがガイドラインでは示されています。

それから、施設や設備、こういったところにつくるのかと、これが①番目に児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設、そういったところですか、居場所支援を行う場所として適当と区のほうで認めた場所ということですか。

必要な設備を設けるというところで、赤字になっていますが、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室、便所等、生活の場ということもありますので、こういったところを設けるのが望ましいと記されています。

補足では、目安が書いてありますので、ご参考までということですか。費用については、補助のお話になっています。

57 ページには支援の流れということで、これは本当にあくまでも流れですが、恐らく最初は情報共有の一番上の四角囲みのところ、相談受付、利用申請とここにありますが、いろいろなところから情報は入ってくると思いますが、そこでの情報を集めるということ。

この下のところ、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用することも考えられるということになります。

利用者情報を共有した上で、支援の計画をつくって支援を実際にしていくという流れです。

これはあくまでもガイドラインですので、区のほうで計画を立てるに当たってはこれを踏まえて検討していく必要があるかなと考えているところですか。

長くなりましたが、第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明は以上となります。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、ここで事務局からのご報告に関連して、委員から資料説明のご要望がありましたので、皆様にお知らせします。

既に机上配付してあります当日配付資料という1枚A4のカラー刷りのものですが、委員説明資料と書いてあります。

これを会長、副会長で確認しましたところ、会議の内容に適していると考えますので、ここで委員にご説明をお願いしたいと思いますが皆様よろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

【委員】

東京都からの資金などを利用して既に行っている自治体があります。私は地域で子ども支援の活動をしていまして、この『まいふれいす』は昨年、正副代表3人で訪問して、区の担当の職員の方と『まいふれいす』の所長さんにお話を伺ってきました。

職員の方の熱意を非常に感じましたし、あと、このピラミッド状になっている図ですが、一般的には子ども食堂などのところでいろいろ手当てをしながら、だんだんと問題を抱えた子を『まいふれいす』に集めて、食事や勉強ですとか、区民の方の寄贈を受けて、すてきな3階建てで、床暖房なんですけど、非常にアットホームな感じで行っていました。

表札とか、センターという表示が全くないです。個人の方が住んでいたものをそのまま、ごく普通の家のように見える1軒家にちょっとお庭があったりして、だから外からはどんなところかというのも分からないところがいいのかなと思いました。住宅地の中の1画にあります。

とても明るくて非常に日当たりのいいところですが、職員の方とボランティアさんたちも関わっていてというところ、そのときのお話の中で、やはり最終的に「図」の上まで行き着かないようにしていくと。虐待とか困っているとかいうSOSを早めに受け止めて対応していくと、最終的に一時保護をして家から離してどうしようというところになる前に何とかするという考え方で、北区でもこういうことをやったらいいのになと思っていましたが、今回のこの資料を見て非常にうれしく思います。

資料説明は以上です。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員のご説明も含めまして先ほどの事務局からのご説明に対して、皆様から何かご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

この47、48ページの資料についてなのですが、非常に切実に必要な支援事業だと思います。

私どもの地域の子ども支援は、子ども食堂と学習支援、それから夏休み、冬休み、春休みなどの長期休業中の居場所事業、これは平日の4~5日、朝から晩までやっていたりしますし、個別の家庭支援や宿泊支援も行っています。

子ども食堂に来る子どもたちの中で、支援が必要な子ですとか、養護の先生や子ども家庭支援センターのご紹介があった子どもたちについて支援を主にしているのですが、財源は行政からの子ども食堂補助金と学習支援教室に対する財団の助成金、これは個別に申請していただいています。それから善意の方の寄附金と寄附品です。

この資料を読んでいますと、子育て世帯訪問支援事業と児童育成支援拠点事業が、内容は私どもでもどちらも行っているものです。

皆さんが具体的にどんな家庭なのかというイメージしやすいように例を挙げますと、保護者がごみ屋敷のような状況に平気で暮らしていて、子どももそういうところで育つので、

その環境に慣れてしまっていて、食事を用意しないとか、洗濯や掃除もしないというような家庭の家事支援を行っています。

それから、地域のスポーツクラブの紹介や送迎、土日の預かりや見守り、イベントの同行参加、通院の付添い、学校見学の同行、無料のプログラミング教室やスポーツクラブの開催、保護者の面談、いろいろやっています。

週に2日間、定期的に活動をしているのですが、それ以外にも会員がシフトを組んで、捕食を持参して見守り訪問をほぼ毎日やっている家庭もあります。ご飯を食べているかが非常に心配で、子どもから「ご飯がない」と電話があったり。そういう家庭が実際にあります。

それから、保護者の方が申請とか書類の記入とかがとても苦手で、文章を読めない、読まない、封を開けない、そういう方もいるので、そういうお手伝いもしています。

これらをボランティアでやるのには限界があるなど感じています。一つの家庭だけでも大変なのに家庭が増えていくと、その子どもたちが高校生になるぐらいまで支援していく必要があるのですが、大変だと思うのですが、区内全域を考えても、多分このような支援を必要としている子どもや家庭がたくさんあるでしょうから、行政が予算を組んで行うというのは大変有意義だと思います。そして、これらの事業を現実に即したものにするには、私たちのように既に実践している団体の意見も聞いていただけたらなと思います。

それから、児童育成支援拠点事業、この資料では不登校児をもしかしてイメージしてしまいがちだと思うのですが、学校は好きで行っているが、家庭で保護者から暴力を受けていて居場所がないというお子さんもいます。子どもが地域で他の子どもたちと一緒に育っていけるよう、虐待を予防するという視点が大切かなと思います。

それと、三つ目の親子関係形成支援事業、今、紹介したようなネグレクトや暴力を振るうような保護者のいる家庭では、保護者自身は子育てに悩みも不安も抱えていないし、自分に問題があるとは自覚していないことが多いので、こちらが幾ら面談をして説得しようとしても、ほとんど変わらないです。精神疾患を抱えている場合もあるし、文字を読んだり話を聞くことも苦手だったりするので、そういう方が講義やグループワークやロールプレイに参加するかどうかは疑問かなと思います。そういう方を引っ張り込む手だてというのは具体的にどんなものかなという、そういうところは考える必要があると思います。

以上です。

【岩崎会長】

事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

ずみません。貴重なご意見をありがとうございます。

順番が逆になってしまいましたが、最後が親子関係形成支援事業の話、委員がおっしゃられたとおり、まさにそういうグループワークやロールプレイに来るのかと、どうやったら呼べるのかというのが、この事業を見たときの事務局ないし、子ども未来部での考える一つで、ここは一つ悩み、計画されているなら悩みなのかなと認識をしているところです。

それと児童育成支援拠点事業、こちらでも非常に世田谷区の例を出していただいたところ

で、一つこれは大変参考になるのかなと思うところではあります。

一方で、例えば場所の問題ですとか、職員の配置、それは職員という区がやるのかみたいな話になってしまいますが、例えば、これに委託というものも選択肢には入っているというところもありますので、それも含めた検討をしていく必要がある。

それと、委員にお話をいただきました区内で結構需要があるのではないかとこのところていくと1か所でいいのかとか、例えば、北区でいうところの王子・赤羽・滝野川みたいな、そういう考え方が必要。それはそれだけの必要になってくる施設とか財政とか、そういういろいろなものを考えていく必要があるのなど、非常にこれもなかなか計画が難しいというか、難しいというのはやらないという意味ではなくて、計画していく上では非常に課題の多いところがあるのかなと思っています。

それと、最後の子育て世帯訪問支援事業、こちらもやはり事例も含めて今いただきましたが、そういったところで、どういうふうにより食い込んでいけるのかというところが課題です。それもやはり時期を計画するに当たっては、いろいろ考えていかなければいけないと思っています。

【岩崎会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

52ページの(2)の「家庭などにおいて生活習慣を軽視する機会に乏しい」と、これはどういうことなのか、少し具体的に教えていただきたい。

それから、その次の「児童の基本的な生活習慣を習慣化する」という、何か言葉が並んでいて、ちょっと違和感があるのですが。では、何がいいかというのはなかなか思いつかないのですが、その前段のほうの「家庭などにおいて生活習慣を軽視する機会に乏しい」と、これは具体的にどういうことか教えていただけますか。

【事務局】

すみません、誤植でございました。「生活習慣を形成する機会に乏しい」と。大変、申し訳ございませんでした。

【委員】

了解です。その習慣、習慣は、これはこれで合っているんですね。

「生活習慣を習慣化する」、それはオーケーなのですね。

【事務局】

「生活習慣」は一つの単語という理解でいただければ。

【石黒副会長】

普通は「身につける」ですよ。

【岩崎会長】

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

55ページの(3)の開所日数と(4)の開所時間、両方に関して質問です。

これはあくまでもガイドラインと認識していますが、この前のページの53ページの対象者の(2)には、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない児童等、という記載があります。

不登校、学校になじめない、家庭以外にも居場所のない子が対象と考えると、平日学校が開いているから学校が終わった後から開ける、という点に何となく違和感を覚えました。

いつでも空いていて、子どもが来たいときに来れる環境を行政として整えられたら最高だと思うのですが、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

【事務局】

事務局です。ありがとうございます。

今、委員がおっしゃるとおり、確かに学校になじめないのに学校が終わった後みたいな話かと思えます。

例えば、学校になじめない場合で、なじめないかということ、全く行けないのかということ、またそれは違うというところがまず一つあるのかなと。それと、不登校に対する行政、今の区のほうでやっている取組が幾つかあると思います。例えば、そういうところとの補い合いもあるのかなと。ここで、ずっと開けているという、これはガイドラインですが、私どもの理解としては、そういったところも含めてのこういう事業なのかなと理解をしています。

【事務局】

すみません、少しだけ。

北区では教育振興部を中心に不登校対応についても、ずっと取組は行っているのですが、昨年度から特に検討会というものを設けています。それで、どんな取組が今年できるかというところをいろいろ検討しているところです。

例えば、校内での別室の対応であったり、あとは、校外での別の対応、これは児童館などを使ってやっていこうかという計画もあったりするのですが、そういうようにいろいろな施策を多分組み合わせながら、ご支援していくという形になるのかなと思っていて、今回のこの事業だけで100%ということではなくて、いろんな施策と絡めながら、うまく連携しながらやっていくという考え方かなと思っています。

以上です。

【委員】

ありがとうございました。

ぜひ過不足なく対応ができるような環境が整えばいいなと思います。ありがとうございます。

ます。

【岩崎会長】

ほかにはいかがでしょうか。

今回、新しい事業が三つできるということで、皆さんいろいろとお聞きなりたいことがあるのではないかと思います、ないですか。

【委員】

今、課長からも事業の在り方について検討中ということのご説明はあったのですが、今のイメージだけでもお聞かせいただきたいと思うのですが、こちらの開所時間でしたり、あと、配置する職員の専門性、結構高いものを求めていたりだとか、あとは入浴支援、食事支援ということで、ある程度の設備が必要だったり、相当、求められるものは多いのかなと。

一方で、先ほど、3地区、赤羽・王子・滝野川で一つとか、でも定員20だからそれじゃないのだとか、何か現実的にどういう、児童館くらいの規模なのかなとか、全然、今、私が読んでいて北区版でこれをやるとしたときに、どういうイメージかって全然湧かなかったのですが、今の段階で事務局のほうでイメージしているものがあれば、例えば児相だったりほかを使うとか、そういったものを教えていただきたいと思うのですが。

【事務局】

大変恐縮ですが、私どももイメージが本当に沸かないような状況です。と申しますと、これは、この事業が出たときに部課長でもお話をしたのですが、まずは先ほど来、お話をしている、一つでいいのか、三つつくるのか、もっと言うなれば、例えば児童館ぐらいの数をつくるのか、そこも設備との関係では・・・ない。そもそも、児童館の中にそういうものをつくっていいのかどうかというところがまず一つあります。

それから、人ですね。これだけの有資格者を集めるには、今、ご発言のとおり、児童相談所の設置に向けた準備を進めていると、そういったところで、これだけの人をどれだけ集められるのかというところでの懸念とは違うけれども、どうしたものかという悩みを抱えながら部長、課長で話をした後、より現場に近い職員でも話をしてもらったのですが、やはり行政でこれだけのものを賄えるのかと、人を雇って。

では、例えば委託、世田谷みたいに委託ということはできる、そういった団体がいていただければもちろんいいですし、お任せすることもあるかもしれないのですが、この要件を満たすのはなかなか厳しいのかなと。自発的にそれをしていただいて、ボランティアメインの例えば団体さんがいて、すごくそういったところをお願いできればいいと思う反面、それだけの人をこういったモチベーションを集められるのか、そういったところで非常に悩ましいというのが、この事業の実態で。これをほかの特別区にも聞いてみたのですが、やはり非常に困っていると、悩んでいるというのが実態です。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

検討の結果、この事業を丸々できなかつたとしても、事業のいわゆる養育環境に課題を抱える児童の方も支援できるようにできればと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

【岩崎会長】

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

今のところに付随してお伺ひしたいのですが、53ページの実施方法に書いてある定員に関してですが、定員20人というのは、どういった数字から算出されたものなのかをお伺ひできればなと思うのですが。

【事務局】

すみません。事務局です。

すみません、これはガイドラインで書かれたものですので、そこまでは、私どもでは来た数字をそのまま載せているので、根拠等が実は書いていなかったものですから、ご説明できなくて申し訳ございません。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

今日から参加させていただきます。

完全に素人というか、この計画もちゃんと分かっていないので、とんちんかんな質問かもしれないですが、今までのお話を聞いていて、自分も知り合いのところから聞いて、ニーズがすごくあるというのが分かるのですが、やはり、このガイドラインが、何かどうしても上から、誰を目的につくったのか、非常に、網羅的にまずはつくられているとは思いますが、全然具体的なイメージが湧かないので、もしこれが国から予算を取るためにはこれでやるしかないということであれば仕方がないのかなと思いつつ、これだけにしっかり予算をつけるのであれば、既にやられている委員のところとか、そういうようなところにお金を流して、ニーズもちゃんと持っている人たちが何をやりたいかということに合わせて具体的な事業をつくっていったほうが役に立ちそう。

これ、形だけ整えて開始をして、本当に人が来るのかなというところがあって、子ども食堂でも、もうちょっとでも遠くなると、もう来ない子どもとかがいて、区内3か所で全然遠いと思うのですが、かなり細かくやらないと、もちろんそこが司令塔になって、ほかのところには何かをやるんですよということであればいいと思うのですが、実際にそこがセンターのようにしていくというと、やはり最低でも児童館というぐらひは数を置かないと、児童館でも足りないのかなというイメージがありまして。

そこら辺、事業の進め方として、このガイドラインというものを絶対に守っていかなく

ればならないのか、むしろ、ニーズとか現場にいる人たちから吸い上げて、そこである程度お金が、この事業のお金を振り当てるみたいなやり方でいけないのかな。そこら辺の事業の進め方についてお聞きしたいのですが、そこはいかがでしょうか。

【事務局】

事務局です。ありがとうございます。

例えば、今、数のお話もありましたが、足りないのではないかみたいな、二十数か所、例えば、この現状でどこにつくればいいのかと、それは非常に議論をしたところでありまして、例えば児童館の中でこれだけの、そのあくまでもガイドラインですが、こういった設備があるのが望ましいといった中で、どこまで改修にお金をかけて、きっちり整備をするというところの、これをきっちりやるとなると、当然費用・・・役所の考えとかになります。

そうすると、補助が欲しいとなるとやはり、ガイドラインはある程度見なければいけない、でも、これをきっちりと守る、ガイドラインなので、別に法律ではないので、守らないといけないということは現実ではないとは思っていますが、これはあくまでも参考なのかなと思っていますので、こういった中で、・・・ではないですが、そういったところで調整をしながら、例えば、世田谷区の例みたいに・・・になると思いますが、そういったところが委託の事業者というのも先ほど来ありましたが、そういったところとの兼ね合いも見据えながら、いましばらくここについては時間をいただいて検討してまいりたいと思っています。

【岩崎会長】

委員はひとまずよろしいですか。

【委員】

今に関連して、この『まいぷれいす』は、まだ1か所あるだけで、中学生の子たちが通っているのですね。中学生はバスに乗って通って来れるので。でも、本当は小学生だっこのころが必要ですよ。だから、まずは1か所つくって、それで、どういうふうにやっていったらいいかというのが分かった上で増やしていくと。

やはり、小学生で生活習慣が全く身につけていないお子さんは結構いるんですよ。だから、こういうお子さんたちに何か支援しようとするには、やはり王子・赤羽・滝野川、その3か所でもちょっと難しいですよ。もう少し作らないと、子どもが通って来れない。一々誰かが付き添って、夜遅くなって送っていくのは必要かもしれないが、全員の送迎をやるのは難しいし、だから、もう少し増やしていったほうがいいと思いますが、まずは1か所つくってみないとどんなふうなのかが分からないので、最初は1か所つくってみたらどうかというふうに思って、通って来れる中学生を対象にやってみるとか、だから1か所しか区になかったら20人なんかすぐに埋まると思うんですよ。

ただ、今、先ほどご意見があったように、これ結構学者さんとかが上から目線で作ったのかなという気もしていて。「さあ、つくりました」、「さあ、いらっしゃい」といっても子どもは行かないですよ。

信頼関係ができそうかなとか、ここは自分、居心地いいなという場所でないと、多分1回行って終わると思うのですよ。大体、そういう過酷な環境で育ってきた人って、大人を信じていないし、まず、保護者を信じていないので「ここで大丈夫だよ」と、「あなたの居場所だよ」なんて初めて会った人に言われても信用できないし、だから、「さあ、集めましょう」といって、子ども家庭支援センターとか学校さんとか児童相談所とかで、この子はこういうところに入れたほうがいいなと思う子にお声がけをして、その子たちが居心地いいなと思える場所にして、それで、安全を確保できることを、まず挑戦してみるということからかなと思います。

やはり管理的なことをやったのでは子どもは来ないので、そこら辺、非常に注視しながらやっていったらどうかなと思います。

それで、例えば担当の職員さんが異動で二、三年でどんどん変わるようなものではなくて、やはり1人はきちんと子どものことが分かる方がずっと続けて、ある程度、軌道に乗るまでは、そこを担当するとかという方式で、まずやってみるというのはいかがかなと感じています。

【事務局】

事務局です。

大変、現場の意見とか、非常に身に迫るといえるかですが、ありがとうございます。

一つ何か見つかれば、三つが、数が先走ってしまうわけではないですが、試しに見切り発車、見切りではないですが、ある程度の水準で試しに進めてみるとか、そういったところも含めて、一度持ち帰って検討したいと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

これを見ると、かなり幅広いなと思っていて、いろいろ私もお子さんたちと接していると、学校は一応登校教室はあるのですが、その後、お家に帰ってきても1人とか、そういう方もいらしたりとか、親御さんから言われたのは結局、適応指導教室とかは居場所づくりなので学習支援はしてくれないから、そういうサポートをしてくれる場所が欲しいという意見なんかも聞いたことがあるので、行く行くはそういうのも、何かやっていただけののかなというの、最初ぱっと見たときに思ったんですね。

ただ、やはり20名という、やはり必要なのは先ほどからお話に上がっている生活習慣が全然成り立っていないとか、やはりお家に全然お食事が十分に与えられていないという子が最初なのかなと思うので、まず最初に緊急性のあるお子さんをやって、いずれは幅を広げて、そういういろいろな対応、学校では逆にうまくいっているが、お家に行くと暴れちゃってというお子さんの対応とか、そういうところにもつなげていけるといいのかなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。

対象のところですね、非常に、ここのほうのどの辺からどの辺までが対象になるのかというのは、やはり事務局でも悩んでいるところです。

不登校のほうのお話もいただきまして、そういったところも含めて、検討したいと思います。

ありがとうございます。

【委員】

先ほどご紹介した、まいふれいすは中学生の子たちが来ていて、勉強をする環境がきちんとあるのですよ。ここ勉強するところとって、机もパソコンもみんな置いてあって、インターネットも通じているし、学習支援もしている。そこで中学生、学習支援をしないと、その後の未来がやはりないので、そこも必要だと思うのですね。

先ほどお話ししたように、やはり小学生と中学生を一緒にやるというのは難しいですよ。小学生は、例えばもう10分で集中が切れて宿題すらおぼつかないというお子さんも結構いるので、かなりはっきり言うてうるさいですし、そういう子と同じ場所で中学生がほっとするかというと、それは違うかもしれないし。例えば、何階建てだったなら、階を変えるとか、うちでも中学生は2階で勉強して、小学生は1階で宿題をやる分けていたのですが、やはりそういうやり方ですよ。小学生はここで、中学生はこっちと分けるか、1階は小学生で2階を中学生とできるのであれば、そうしたほうがいいし、ごちゃごちゃとして、みんなが一気に新しく入ってきて、そうやって小さい子も中学生も一緒というのは、なかなか難しいかなと思います。

ただ、うちは今、事業を始めて8年目ですが、小学生から高校生までも来ていて、さらに大学生になった子が学習支援の支援に来ているので、すごく年齢が幅広い中で、みんなが和気あいあいとしていて、そこに新しく支援の必要な子たちが入ると、すうっとみんなが受け入れて溶け込むんですよ。

だから、そういう関係性がつくれると、年齢層が広くてもやっていけそうな気がしますし、ですから、一気に何かをやるというのは難しく、やはりいい雰囲気は何年かかけてつくっていく中で、また会場の広さとかしつらえですよ、フラットなのか2階があるのかとか、そういう会場を考えながらやっていったらどうかなと思います。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

どうでしょうか。ほかにもお聞きになりたいことですか、ありましたら。

どうぞ。

【委員】

委員にお聞きしたいのですが、階によって年齢層で分けているということですが、交流とかもあるのですか。勉強する時間は別々だけど、交流する時間帯は、また別に設けているとか、そういうのがあるんですか。

【委員】

小学生から高校生まで一緒に鬼ごっこをしたりします。あと、和室があるので、寝そべって、夏休みとか2時間ぐらいかけて10人ぐらいで人生ゲームをやっていたり、割と子どもはそういう幅広く異年齢でも遊んでいます。

そこで遊びたくない子は遊ばなくてもいいのですが、ある程度落ち着いて勉強した後はみんなでワーワー言って遊んでいるので、その子たちの性格にもよると思いますが、一緒に遊びたい子は遊んで、1人静かに何かゲームをやったり。本を読んでいる子はいませんが、1人でいたい子は1人でいられるという、そういう空間があるといいですよ。全部一つの部屋だと無理ですから、1人でもいられる場所と、勉強するとき、あとは外に行って、そんなに広くなくてもいいのですが、建物の周りをぐるぐる鬼ごっこできるぐらいの空間があると、非常に全体の雰囲気がよくなります。性格が違って一緒に遊べれば、衝突はしにくいので、そういうところですよ。

【委員】

ありがとうございます。

すごく私が思っていたのは、不登校になる子って、やはり同年代と付き合うのが苦手だったりするのと、あとやはり大人に対して不信感を持っているような、お家で養育がうまくいかない家庭とあって、ちょっと年上の方の言うことだと、お兄さんの存在の方の言うことだと受け入れたりとか、逆にそういうので頼られることすごくしっかりしてくる子とかもいるので、そういう交流ができるということのもあっていいのかなと思いました。

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございます。新しい事業ですから様々な課題があるかと思いますが、また皆さんのお知恵をお借りして進めていきたいと思っています。

ありがとうございました。

それでは、次へ行きたいと思っています。

(2) 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

59ページをお願いします。資料2です。

59ページ、子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備についてということで、昨年度まで委員の皆様にはご議論をいただきまして、成立、施行はされています北区子どもの権利と幸せに関する条例、北区の子ども条例ですが、こちらを進めていくに当たりまして庁内の体制をつくるということのご報告です。4月1日から条例のほうを施行しています。

そういった中で庁内挙げて、区を挙げて子どもの意見等の聴取を含めて、どういうふうに取り組んでいくか、そういったところの基準を策定したというものです。

61ページからは参考までに基準を記したものですが、幾つかかいつまんで申し上げます。

すと、第2条は定義とか、それはそれですが、62ページをお願いします。

62ページの上から4行目ですが、第4条、子どもの意見等の聴取の方法。子どもの意見を聴取して区が策定する計画ですとか、事業実施に当たって、そういった意見を反映させていくというところで、所管課長というのは事業をするところの課長という意味ですが、例えばアンケートを実施するとか、パブリックコメントを実施する、中学生モニター会議等、いわゆる広聴の手段を使って意見を聴取するということを規定しています。

第4条の2です。実施に当たっては、例えば、このような字づらだけで出してもなかなか児童生徒はすぐに理解というのはできないと思いますので、そういったところには当然配慮するんですよという趣旨が、この第4条の2以降になっています。子ども等への影響等に応じて、最も適当と認められる方法により行うということです。

それから第5条については、実施ということで、これも同じように書いていますが。

この後、第6条のところです。フィードバック、これも非常に重要視をされていて、ただ聞いただけではあまり意味がないというか、実際に聞いて、全部全部言うことを聞くという意味ではなくて、聞いた上で生かせるものはしっかり生かせる、例えばなかなか実現が難しいものについては、そういったところをしっかりと説明をしていきたいと思いますという趣旨のものを第6条に規定をしているものです。

それと、第7条は定期的に取り組については報告をしているという、子ども未来部のほうで、私のほうで集約をしていくというものですが、何分にもこれは4月から始めた、準備期間として条例の制定と並行して、この意見をどうやって聴けばいいかというところは、庁内でも検討していたところです。

条例が施行されて、いよいよ本番になったというところで、課によってはやはり迷いを生じる部署などもありますし、これまでのやり方とこれまでの制度をつかってやっていこうという、各課によっていろいろとばらつきはありますが、お互いにやっている事例を共有しながら、そういうやり方があるんだとか、そういったところも庁内で共有していこうというところが述べられているものです。

大変雑駁ですが、説明は以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

北区のホームページに子どもの権利を保障するための取組というページがあるのですが、会員から、この資料に、初めて見るわけですが、これをこの子どもの権利を保障するための取組というページにリンクを張るとかで、PDFで入れていただくと、もっと多くの方がこれを読むことができるのではないかという意見がありました。

【事務局】

ありがとうございます。参考にしたいと思います。

【岩崎会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、(3)に行きます。児童手当及び児童扶養手当の拡充等について、説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。

続きまして63ページです。説明をします、資料3。

これは新聞、それから報道等でもう当然ご覧のことだと思えますが、児童手当もしくは児童扶養手当の拡充ということで、国のほうで法律のほうで可決しまして、実際、今、準備段階ということで区のほうでもこのような拡充内容で実現できるように、もろもろの手続を進めているというところです。

拡充内容を参考までに示していますが、所得制限を撤廃するというところ、それから支給の期間を、今は中学生までですが高校生の年代まで延長するとか第3子以降、多子世帯の負担軽減という意味では第3子以降の支給額を増額。それから、第3子のカウント、年齢によって、第3子のカウントの仕方というのが、これまでは少し厳しかったですが、少しそれを緩くするというので、より広くの方に第3子が広がると。そうすると、手当の額が増えてくるというのが第3子のカウントの拡大という意味です。

それから現在、年3回ですと、なかなか欲しいときにないということがないように、できるだけ早めに、支給回数を増やすことによって使い勝手をよくするというとあれですが、そういったところでの見直しをしたものです。

下のところの真ん中に、現行制度から拡充後の見込みを示しています。おおむねこのぐらい増えるであろうというところです。

また、児童扶養手当についても加算額、要するに額が単純に上がるという理解をしていただければよろしいかなと思っています。

64ページが、今後の予定ということで、現在、児童手当、児童扶養手当の支給、これは非常にシステム上の煩雑なところがございまして、鋭意取り組んでいくところございまして、12月中旬が改正児童手当法に基づく最初の手当の支給、それから、年が明けて、1月中旬が児童扶養手当も初回の手当の支給というところです。

それと関連しまして、これは極めて事務的ではありながら、区民の皆様にも関係があるところですが、今、第1庁舎の2階、保育課の隣に子育て給付係という事業手当の事務を担っているところがありますが、その隣に、そらまめ相談室という相談室があります。そういったところで、独り親家庭の支援の相談等を行っているところですが、こちらについては、一時的に4か月ほど第2庁舎のほうに移転をして、相談等のセキュリティー、いわゆる秘密とかが守られるような部屋でしっかりと相談できるような対策を整えながら、一時的には事務を進めて、また支給の段取りが済みましたら12月ぐらいには、また戻って相談室でサポートをするということを進めていくというところです。

説明は以上です。

【岩崎会長】

ご説明ありがとうございました。

ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きます。

(4) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について、お願いいたします。

【事務局】

事務局です。

続きまして65ページをお願いします。資料4です。こちらは情報提供になります。

市立幼稚園ですが、上中里幼稚園が令和7年度から認定こども園への移行ということでの準備を進めていくものでして、定員等は現在の定員から認定こども園になりますと、1号認定、2号認定となりますので、定員の中で枠を割りまして認定こども園を目指していくというものです。

教育時間は、3の(2)、65ページの下のほうにあります。1号認定と2号認定で、それぞれ預かりの時間が想定をされているものを示しているものです。

説明は以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

66ページに今後の予定が書かれていますが、改修工事のための区補助金という記載がありますが、市立幼稚園の改修工事というか、認定こども園への移行に関して、区が補助金を支払うというのは、どういった考えに基づくものか教えていただきたいのと、あと補助金の規模も教えていただきたいと思います。

【事務局】

事務局です。

この補助は都の補助金で、それを区経由で払っているというところです。

【委員】

補助金の規模感は大体どれぐらいの、何千万円とか何億円とか。

【事務局】

金額で。割合ですかね。補助金の負担率というのでしょうか。

【委員】

ごめんなさい。では、区が持ち出しはなくて、基本的には都の補助金を使うと。

【事務局】

そうです、そういうことです。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

正確に申し上げます。

都の負担の割合が非常に大きいので区の補助というのが、そこまでの割合にならないというのが正確なところですよ。ごめんなさい、実質としては少し出ているということです。

【委員】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きます。

(5) 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて、お願いいたします。

【事務局】

では、67ページになりますでしょうか、お願いします。

北区の児童相談所等複合施設開設に向けた取組みということです。

1の要旨、現況等にお示しのとおり、令和8年度の北区の児童相談所の開設に向けて、これまで北区では基本構想であるとか、基本計画、また運営指針なども策定をしてみました。運営指針に関しましては、昨年度の末の、こちらの子・子会議の場でもご報告をしました。

そして、そういった取組をしているところなのですが、今年度の取組について、主に説明をしたいと思います。

3番の内容のところですよ。

まず、(1)としまして、この施設の開設に向けまして、庁内でも当然のことながら、連携を図りながら対応していくということで、庁内連絡会を実施しますということ。

そして、(2)としまして、児童相談所の開設のためには、国の政令指定を受ける必要があるということがございまして、その協議を進めていくということ。

そして、(3)のところでは、人材の確保が一番の大きな課題ですが、こちらについて取組をしていくということです。特別区の経験者採用の枠で児童福祉司等の確保というところを、これまでも行ってきたところですが、児童相談所と児童相談所長等についても、区の任期付職員として採用するための公募というものを行っていく考えです。令和6年度に公募をしていって、令和7年の4月に採用という予定です。児童相談所長1名と児童福祉司のスーパーバイザー1名を採用していきたいと考えています。

68ページをお願いします。

(4)としまして、こちらは昨年度にもう決まっていたところではありますが、新しい

施設の1階のところにカフェを設けようと思っています。その運営事業者が決定しましたというご報告でして、株式会社明治堂さんにお問い合わせをする予定になっています。

4番のところで、解説までの予定ということでお示しをしていますが、今年の秋、9月頃には複合施設の整備によいよ着手するという予定です。

以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

67ページの人材確保の大きな課題、ということでお話があったかと思います。ここでは、所長になる方、そしてスーパーバイザーになる方について、任期付きとあります。実際にはどのぐらいの期間を検討されているのでしょうか。

また、いわゆる常勤というのでしょうか、そういった形で雇用をしない理由も、もしよろしければお聞かせください。

【事務局】

ありがとうございます。

任期付きというところで、まだ、本当に内部的に、今、最終的に詰めているような状況ではあります。ただ、先行自治体の状況などを見ていると、数年というところが多くて、例えば、3年であるとか5年であるとかそういった設定をしているところもあったりしますので、その辺りを参考に、今調整をしているという状況です。

児童相談所長というところですが、区で初めてはもちろん、児童相談所を開設するというところで、児童相談所長というのは、かなり専門性の高い職種であるなと思っています。そういったところもあって、やはり、今いらっしゃる区の独自というか最初から区で採用した人が、なかなかすぐに児童相談所長になるというのは、まず難しいという状況があります。

そういったこともあって、今回、公募をして雇用していくということではありますが、理想的にはそういった児童相談所長になれるような資格とか経験のある職員がもちろん常勤として育っていくというのが理想だとは思っていて、将来的にはそれを目指しているところではあるのですが、なかなかそういう専門知識とか経験とかのある人が、なかなか現状では難しいというところもあるというのが、一番大きなところかなと思います。

なので、先行自治体の事例などを見ていると、やはり、ほかの自治体で児童相談所長の経験があるような方とかが手を挙げていただいたりという状況もあったりしますので、そういったところで、やはりある程度の経験を積んでいる方というのと、ある程度、年齢がいつている方という場合も多かったりするということもありますので、現状では、まず常勤というよりは任期付職員で確保して、将来的にはもちろん常勤で確保ができるような形というのを目指していきたいと思っています。

【委員】

趣旨としては分かりました。ありがとうございます。

任期付きであることよって、なかなか人材の確保が難しい、という場合もあるのでは、と個人的には思います。区が常勤として雇用を保障することによって、いい人材も集まってくるのでは？とも思います。

ただ、今現在いらっしゃる区の職員の方々が今後所長になることを見越してというところであれば、納得です。

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きます。

(6) こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の実施について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

左上、資料6と書かれています資料69ページへお進みいただきまして、私から、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施について、ご説明をします。

1の要旨です。

保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度、こちら「こども誰でも通園制度」と言いますが、こちらは令和8年度から全自治体において、実施することとされています。

現在、こども家庭庁は本格実施を見据えて「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」として、実施自治体の募集を行っており、今回北区が応募したところ、本事業の実施の採択を受けたというところです。令和6年7月から試行的事業を開始いたしまして、事業の検証や課題を抽出し、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めています。

2番の実施内容です。

(1)として、実施施設ですが、市立保育園等から募集をしまして、実施を予定しているところです。

(2)の実施期間ですが、令和6年7月、来月の7月から年度末までを予定しています。対象児童としましては保育園等に通園していない0歳から満3歳未満、2歳までのお子さんを対象とします。利用時間としましては1人当たりにつき10時間を上限とするというものです。

(5)利用料金としては、1時間当たり300円程度を予定しているところです。

今後の予定を書かせていただきましたが、事業の実施は7月から事業の周知を開始して、進めていきたいと考えています。

4のその他のところでは、試行的事業の実施、全国では115自治体実施しているというのを参考に書かせていただきまして、23区でいいますと、北区以外でいいますと、こちらは3区で実施しているというところを参考にさせていただきました。

説明は以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

この、こども誰でも通園制度の試行的事業ということになっているというお話しだったんですが、この実施施設というのは規模間としてはどのぐらいになるのか、一つの園で実施をしていくのとか、あとは対象児童が6か月から3歳未満となっているんですが、トータルどのぐらいの人数がこの試行的の事業の対象になるのかといったところを教えてくださいなと思います。

【事務局】

実施施設の規模感ということですが、現在予定していますのは市立保育園2園で、区内の2園の市立保育園で実施をしたいと考えています。それぞれ2園は受け入れる体制でありますとか、施設の状況は違いますので、両方とも全く同じ状況ではありませんが、1週間で10人から40人ぐらいを1施設当たり、お子さんを受け入れることができるんじゃないかなというふうに、今のところ考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【岩崎会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

子どもを誰でも預けられるというのは、とてもいいことなんですけど、現場はやっぱりとても大変だと思うんですよ。自分、0歳6か月か3歳まではなれるまでとても時間がかかるんですね。私、前はずっと保育園で働いていたんですけど、本当に来たときに・・・して本当に1週間ぐらいは赤ちゃんを本当に毎日だっこしても全然痛くなっちゃうぐらいに慣れるのに。ただ、月10時間で本当に現場はすごく大変だと思います。なれるまでとても時間がかかるし、保育士さんの増員の手当みたいな、増員することとか、その辺は考えられているんでしょうか。

【事務局】

ご意見、ありがとうございました。現場で先生もこれまで保育現場でお仕事されていたということで、現場の苦勞がよく分かっていただいて本当に大変ありがたいご意見だったと思います。

実際、今回の事業を実施するに当たって、2園の市立保育園のご協力をいただいて、この試行的事業を実施するわけですが、今、ご説明いただいたように現場はかなり、この事業を新たに始めるということは、負担がかかります。ご質問の最後にありました、職員の現場の職員の配置の状況とか、もう少しなんていうんでしょう、配置を強めて対応していけるのかということですが、それはなかなか、その現場の保育士の確保の難しさみたいなものもあって、すぐには対応することが難しい。実際に今、保育園にいる先生たちのマンパワーを活用して、この事業を実施していきたいということで考えていて、新たにこの事業のために先生方を確保していくということではなく、今いる先生方のご努力の中かどうか、活躍の中でお子さんを受け入れていくということをまず大前提にしている事業です。

そして、その受入れに当たって、今ご質問いただいたようにすごくお子さんは保育所になれるまで時間がかかるものですから、非常に誰でも通園制度は難しい事業だと思っていて、その難しい事業であるからこそ、国はその試行的事業として補助金を出して、我々もそれに手を挙げて実施するところです。そういう短い保育の保育現場での預かりでも、子どもにいろいろな経験ができて、子どもの成長に大きく貢献ができるのかということ、改めてこの試行事業で検討して、令和8年からの事業の本格実施の検討・・・実施の判断の材料にしていきたい。そんなこともあって、国のこの補助事業として試行的事業として実施して。ですので、北区としても、この事業を実施に現場レベルで行ってみて、そこでこの取組がどれだけ子どもの育ちに効果があるものなのかということを確認しながら、本格的な実施に向けて、しっかりとした準備を進めていきたいということです。

【岩崎会長】

ありがとうございました。どうぞ。

【委員】

今のことに関連して。今、こちらに来る前に実は浮間幸朋苑の評議員会をやっていました、その中でキッズタウン東十条保育園というのが私も近くにあるんですけど、そこで今のお話の子ども応援モデル事業を2023年の11月に定員12名でやった。ところが89名の応募者があったということで、2か月の利用期間を終えた後も引き続き同様、同園の一時保育を利用したママ友達のすぐ下に多く、一時保育の登録者がかなり減っている。少子化や子育て多様化が進む中で、保育園もそれだけ対応する施設に生まれ変わる必要があります。病気や発達心配な人、仕事を頑張りたい人、ライフスタイルに合った子育てをしたい人などが、いろいろ選ばれる場所になるように、これから頑張っていきますというのはその園長さんのお話しです。

とても利用といいますか、要望する方々がいらっしゃる。今そういう経験をされているところがあるということ、たまたま直前までいたのでお話しさせていただきました。以上です。

【事務局】

よろしいですか。会長、ありがとうございました。いろいろご意見をいただきました。今、ご紹介いただきましたのは、子育て応援モデル事業として、既に昨年、令和5年度

から始めている取組です。でも、今ご紹介いただいたとおり、まさに通常の保育園の使い方とは違う短時間のお預かりをする新たな取組を、実は令和5年、昨年からはじめていました。その、子育て応援モデル事業という昨年からはじめた事業というのは、定期的な預かりとして、一旦その抽せんで公平に選ばれた十数名のお子様を2か月間という単位で、毎週1日から2日の子もいるし、1日の子もいます。そういう定期的な預かりをして、これまで保育園に通っていなかった子の健やかな育ちを応援しようという事業を昨年からはじめて、今ご紹介いただいたキッズタウン東十条ではそれをやっていました。

今、先ほど申し上げた、こども誰でも通園制度というのは、今申し上げた定期的な預かりよりもさらに短い月に10時間という、さらに短いお預かりでも子どもの健やかな成長に貢献ができるのか、どれぐらいの効果があるのかということ、改めてモデル事業で実施していくという趣旨でやっているのです、両事業は若干お預かりの時間が異なるという面でそれぞれあるんですが、北区としてはこれまでの保育園の入所調整をして、入所が決まったお子さん、特定のお子さんだけを預かっていた保育園の在り方を少しずつ多様化して、保育園という施設を多機能化していこうという取組の本当に第一歩、小さな一歩を今目指しているというところです。

ありがとうございました。

【委員】

保育園現場としまして、ここ数年、0歳児の空き児童が定員が割れてしまっていて、ほとんどの園が0歳児の入所がないというところが現状です。その中で保育士はそのまま、定員の数の保育士を配置していますので、その部分を利用して預かりの制度は活用できるのかなというところはあるかと思えます。

ですが、徐々に0歳児が埋まっていくものですが、ベテランの保育士が発揮できる部分はその新しい事業で力を発揮できるというところでは、いい事業ではないかと。なかなか厳しいものもたくさんあるかと思うんですが、今現状としては、とても似合うものではないかなと、保育現場としてはそう思っています。

【岩崎会長】

ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ。

【委員】

あえて自分の認識不足を晒すような感想を述べさせていただければと思います。こども誰でも通園制度を国を挙げての取組として、これから行いますと聞いたときに、てっきり私は通年で通えるという、そういう制度かというふうに認識をしていました。

月10時間という利用時間が適切かどうかというのは、試行的に検討されるのだろうと思います。個人的には短いと感じましたが、それでもお母様、お父様のレスパイトケアにつながればいいなと思います。

また、委員のほうからお話を伺い、0歳児が埋まっていないという点、そこをうまく活

用する、人材の活用ができるということを知ると、初めの一步としては良いのかなと思いました。

欲を言えば、もう少し詳しい説明を国にしてほしいなというのは、正直思ったところです。以上です。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございました。今、10時間のお話を補足させていただきますと、この10時間の利用時間というのは、施行的事業における時間数なんですね。ですので、これがこの先、令和7年度にも試行的事業が、ほかの自治体も含め、北区も含めて続くわけですけど、7年で何時間になるのか。それで、実際に制度として始まる令和8年からは何時間の受入れをしていくのかというのは、現場の状況に応じて、試行的事業の結果を踏まえて国が判断していくものと思いますので、この時間というのは今、一番現場に無理のない範囲、先ほど説明させてもらった非常に現場も混乱する事業だと思いますので、一番問題がない、無理のない時間で今、この時間というのは設定されているのかなと思いますので、今後広がっていく方向に今進んでくれたらいいなと、これは実施する以上、利用者の皆様にとって使いやすいものになってくれたらいいなというふうに思っています。

以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

次に行きます。

(7) 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

私から東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応についてということで、ご説明をいたします。

1番、要旨です。児童福祉法の改正に伴いまして、児童発達支援センターについては令和6年度から障害種別にかかわらず、障害児や家族にとって身近な地域で支援できるよう、児童発達支援の類型、これまでの福祉型に新たに医療型を一元化ということで、障害種別、具体的に申し上げますと知的・発達・肢体不自由、それぞれの障害の特性に合わせた必要な専門性を確保し、体制を図ることとなりました。これに伴いまして、令和6年度より北区立児童発達支援センターにおける受入れ等について、以下のとおりに変更を行うものです。

2番の主な対応内容です。赤字が変更点ということになっています。対象児童については、肢体不自由と判定された児童についても対応を進めてまいります。

定員ですが記載のとおりとなっておりまして、まずは1名ということで対応を進めてまいります。

それから下の段になりまして、個別専門療育ですが、新たにPT、理学療法についても

受入れを開始しています。

そのほか、相談事業についても、こちらに書かれてありますとおり、時期における障害児支援の質の向上に向けた事業実施、今検討していき進めてまいります。

次のページになりまして、3番の今後の予定です。令和8年4月より、こちらの北区立児童発達支援センター、民間事業者による運営を開始いたします。令和8年12月には児童相談所等複合施設、こちらの中に移転する予定となっております。

4、その他ですが、こちらの内容については昨年度末から現在利用されている保護司等を中心に、周知・共有を図り進めています。

私からの説明は以上です。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

それではご質問等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

すみません。質問をしてよろしいですか。

これは普通の知的の方と、肢体不自由の方が同じグループで活動されることなのかどうかというのと。あと、個別では理学療法を取り入れるのはいいんですけど、言語療法、作業療法が減ってしまうというのは、理由は何かあるのかお聞きしたいんですか。

【事務局】

まず1点目なんですけど、1点目が一緒に。今、実情なんですけど、やはり施設が大幅に法改正に伴って変更できるわけではありません。それから委員もご存じかと思いますが、その知的や発達、これまで受け入れていたお子さんの数がニーズとして減ってきているかという、決してそうではないという実情もございます。まず、今年度の法改正を受けて、どんな形、どんなニーズがあるのか、与えられた既存の施設を利用しながら、どこまでこうしたニーズが答えられるのか、それから現状のニーズはどうかということもまず初年度、少しの枠を開けながら、人数を今探っている状況です。

理学療法の定員の拡充について、言語療法、作業療法枠を狭めてという、今のご質問についても、ニーズとしてはまずこちらの個別専門のほうは若干始まりそうな、今、現状がございます。こちらの枠を確保しながら、まず療育のほうに移行していくという形が、まずはこの施設を知っていただいて、保護者そしてお子さんのニーズに適しているか、ご判断いただきながらという流れの中で、まず試行的に進めていきたいと思っています。

また、一方でこの言語作業を狭めたことによる、そのニーズ変化についても保護者、利用者の声をしっかりと注視しながら今後検討に進めてまいりたいと、そのように考えています。

ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。多分、言語作業のニーズ、すごい高いと思うので、減っちゃう

のが残念だなと思ったので、今後検討をお願いします。

【岩崎会長】

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

児童発達支援の対象は未就学児ということで、4歳、5歳、6歳と想定されるころなんですが、今回の定員を見ると2歳児、3歳児までというところで、それ以降の年齢、例えば支援というのは、どのように考えたらよろしいでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。
こちらの枠組みの中では、今、このような年齢で進んでいるんですが、3歳児と記載しているんですけども、必要であれば未就学という幅の中で対応を進めているところです。

【岩崎会長】

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、次に行かせていただきます。

(8) 北区民設子育てひろば事業について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

最後の報告になりますね。北区民設子育てひろば事業についてです。

この、子育てひろば事業ですが、先ほど議題でも上がった子ども・子育て支援計画、その中の事業の一つに、(2)の中で地域子育て拠点支援事業というのがございまして、そこに位置づけられるものでございまして、その中で現計画の中においても現行の児童館に加えてNPOなどと連携し、商店街の空き店舗等を活用して子どもや保護者が気軽に集える場所、そんなことを書いていますが、その方針に沿って今回開設するものです。それほど広くないスペースを活用し、主に保育園等では乳児さんと言われる学年齢3歳未満の親子の利用を想定した施設になります。

プリントに戻りまして、1の要旨です。地域の子育て支援機能の充実及び子育て及び福祉向上を図ることを目的とする地域子育て拠点支援事業を担う事業者については、令和5年度に3施設を公募いたしましてプロポーザルの上、2か所を選定いたしました。当面事業の実施施設には「北区子育てひろば」の名称を付しまして、利用促進を図ることといたします。

なお、この追加、三つやろうとして2施設にとどまっているわけですが、追加の公募については、この令和5年度の交付の際に事業にふさわしい施設の確保等がなかなか難しい、そういった状況があったことを踏まえまして、区の有休施設の活用など有効な策を検討した後に、公募のほうを実施してまいる予定です。

項目2が令和6年度より事業を開始する施設です。いろむすび親子ひろばです。埼京線と京浜東北線が分かれる、昔スーパー銭湯があって、現在は保育園をはじめ子育て施設が入っている建物なんですけれど、そこの1階部分にありまして、今現在は併設のカフェを利用した方に限り、利用できるような形となっておりますが、今回から補助対象とすることで週に3日はそのカフェを利用せずとも無料で利用が可能となるといったこととなります。

次、ほっこり～なのですが、既に区内2か所でこの団体さんが独自に拠点を設けているところですが、今回は新規に北赤羽、赤羽口駅前の空き店舗を活用、空き店舗を整備して施設を設けるといったようなこととなります。

それぞれ、概要についてはお示しのとおりです。以上、ご説明申し上げます。

【岩崎会長】

ありがとうございました。

ご質問等がありましたら、お願いいたします。

【石黒副会長】

3施設を公募してプロポーザルの上に2か所選定したということですが、3か所開設したかったのに2か所にとどまったということですが、それはどういうことなのでしょうか。公募がなかったのか、条件に行かなかったということなのか、教えてください。

【事務局】

プロポーザルにおいて、不適合となった理由については、公表する取り扱いとなっていないため、理由の詳細については控えさせていただきます。申し訳ございません

【石黒副会長】

分かりました。ありがとうございます。

【岩崎会長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次第の4ですね。その他ということですが、事務局からご連絡等ありますでしょうか。

【事務局】

ございません。大丈夫です。

以上です。

【委員】

すみません。いいですか。

議題にないので申し訳ないのですが、ちょっとだけ言わせていただきたいんですが。会

員から最近、わくわく広場や学童クラブで子ども会議と称するものが安易に行われていて、目的や狙いが勘違いされているという話が出てきて。私どもでは昨年「こどもかいぎ」という映画を上映して、どういうものかということ勉強したんですが。

例えば、とある地域の学童クラブで「子ども会議をやって決まったこと」と職員の方が発表したのは、1. 時間を見ながら行動しよう、2. けがのないよう遊ぼう、3. 楽しく遊ぼうという。これは子どもたちが話し合っただけというよりは、運営者とか管理者が求めていることだと私たちは思うわけですね。

子ども会議というのは子どもが気持ちを言葉にするとか、話されたことを受け入れてもらって、そういう安心感が自己肯定感につながるとか、自分たちを取り巻く問題を改善したり、話し合う習慣を身につけて、ゆくゆくは暴力や暴言、ハラスメントを減らしていくような奥の深いもので、聞く力や理解力、考える力、表現力、想像力、共感力とか、そういうことを育てて、正解のない社会を生き抜く力を身につけるものだというふうな理解をされている中で、こういったことが今後も続くのではないかという、子どもたちの育ちについて非常に危機感を持ちまして、そういう職員の方とか運営団体とか企業さんに対する研修が必要なんじゃないかと思っています。

こういったところを区のほうで調べるとか、意見聴取をすることかしていただければ、子どもたちのためになるかなというふうに思います。

失礼しました。

【岩崎会長】

ありがとうございます。事務局のほうからいかがですか。

【事務局】

今のお話なんですが、詳細を私も把握をしてございませんので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

【委員】

私もわくわくを創業時からずっとやっている担当者の1人ですけど、委員がおっしゃった、ものは初耳でした。担当者の係長クラスが、毎月1回我々のところに来るんですけど、その場ではそういう話を1回も聞いたことがない。実際あった話だったら、それは・・・承知していますよね。直営か委託か、どちらだか分かりますか。直営事業所なのか、我々がやっている直営なのか、委託業者のところ子ども会議をやっている。

【委員】

委託です。

【委員】

委託。そうですか。

課長がお調べになるとおっしゃっているので、私が口を挟むことはないんですけど、始めて伺いました。ありがとうございました。

【岩崎会長】

いかがでしょうか。ただいまお話をいただいたことについて確認をしたいとか、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは現状をお知らせいただいたということで、また、このような事柄についても考えていければと思います。ありがとうございました。

ほかに事務局からも連絡はないということですので、それでは以上をもちまして、令和6年度第1回北区子ども・子育て会議を閉会としたいと思います。

どうもありがとうございました。